

<祈りのすすめ>

「エレミヤの言葉。彼はベニヤミンの地のアナトトの祭司ヒルキヤの子であった。主の言葉が彼に臨んだのは、ユダの王、アモンの子ヨシヤの時代、その治世の第13年のことであり、更にユダの王、ヨシヤの子ヨヤキムの時代にも臨み、ユダの王、ヨシヤの子ゼデキヤの治世の第11年の終わり、すなわち、その年の5月に、エルサレム住民が捕囚となるまで続いた。」(エレミヤ1：1-3)

これは52章におよぶエレミヤ書全体の序文であり、時代状況です。聖書の言葉はおしなべて、その時代の状況と無関係な人生論や道徳ではありません。聖書の言葉自体に歴史状況や要因が含まれており、それをないがしろにして読むと、自分に都合の良い部分だけ受け取る利用主義に陥ってしまいます。

ここには、エレミヤが神の言葉を託され、預言者として活動した時代を特徴づける三人の南ユダ国の王の名前が挙げられています。

最初のヨシヤ王は、紀元前7世紀の宗教改革で有名な王です。それまでの王たちが主なる神への信仰から反れて偶像崇拜を行っていたのを改めて、律法に従う政策をとりました。当時の支配国アッシリアの衰退が始まっていたという要因もあります。エレミヤの活動開始はこの宗教改革の5年前であり、すでにヨシヤは主なる神への忠実な姿勢を示していたようです。偶像崇拜に与せず心を痛めていた人々からは歓迎され期待されていました。

ところがエレミヤに託された言葉は、「わたしは、わが民の甚だしい悪に対して裁きを告げる」(1章16節)と、とても厳しいもので

した。ヨシヤ王への期待や支持ではなく、徹底した神の告発でした。それはヨシヤがエジプトとの戦いで戦死し、改革が中断したからではなく、改革以前からなのです。すなわち、もはや遅いというのです。数百年来、神の戒めに逆らい続けてきた王と民らに、今や一定の裁きが避けられないことを、エレミヤは宣告しなければなりませんでした。

つぎのヨヤキム王の時代は、やはりアッシリアの衰退が進み、比較的小康状態で経済的にも豊かさを享受したようです。しかしその陰で不公正がはびこり、貧富の格差が拡大し、寄留の外国人など弱い立場の人々は虐げられ、裁判も支配層に都合よく捻じ曲げられるというひどい社会状況が告発されています。それでも王や支配層や民らは、自分たちにはエルサレム神殿とダビデ王朝があるから大丈夫だとタカをくくり、悔い改めませんでした。

これはけっして他人事ではありません。日本の数百年の歴史、とりわけ幕末から近代、植民地支配や幾多の戦争、そして戦後の歩みを正しい審判者である神の前に、わたしたちはどれだけ問い直してきたでしょうか。

<祈り>

天地の創造者にして救済者、そしてすべての審判者である主なる神よ。わたしたちの信仰と良心が、生活と歴史の現実から切り離されることなく、あなたのみ前にみずからを正しく見すえ、悔い改めようとしないう惑から解き放ってください。また、この国の歩みがあなたの御心に反するとき、人々への愛に根差して発言する勇気をお与えください。あらゆる戦争への道から守ってください。主イエス・キリストの御名によって祈ります。(古賀 清敬、北海道中会宣教教師)

新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす (6)

川越 弘 (沖縄伝道所牧師)

Q5 「大嘗祭」が行われた場合、どのような影響が考えられますか。

A 「大嘗祭」が国の行事として行われた場合、それは計り知れない問題を引き起こすこととなります。「大嘗祭」の準備段階から多くの人々を動員し、さらに「即位式・大嘗祭・大饗」と連日にわたる盛大な儀礼は、天皇賛美のマスコミ報道とあいまって、多種多様な祝賀・記念行事とともに全国的に祝賀ムードを盛り上げることになるでしょう。その中で天皇の「神格化」が人々の前に強調され、「天皇を中心とした国造り」は、信教・思想の自由を脅かし、様々な形での人権侵害を引き起こす危険があります。

また、この時期にあわせて文部省は、学習指導要領を改定し、「天皇についての理解と敬愛」を教え、「日の丸・君が代」を強制することを決めています。この新天皇即位の礼の祝賀ムードに便乗して、天皇制強化の教育を実施するに違いありません。

さらに、現憲法を連合国の「押しつけ憲法」と宣伝し、「帝国憲法発布百年記念」や「教育勅語百年」を祝う運動をする人々は、国民主権を定め、平和原則、基本的人権確立を強調した民主主義憲法の改悪までもくろんでいます。

このように、「大嘗祭」の問題は、現憲法を形だけのものとし、天皇の神格化・元首化を復活させようとする恐ろしい動きと結びついています。

Q5-1 「大嘗祭」によって天皇の「神格化」が強調されて「天皇を中心とした国」が造られるといっても、戦前のような「万世一系の天皇が統治する家族国家」とは異なるものではありませんか。

A 確かに、「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」の「天皇」の規定は違いますが「統合」という働きは同じです。戊辰（ぼしん）戦争では、薩長の連合軍が鳥羽伏見で「錦の御旗」を掲げ、天皇による「統合」の機能を用いて幕府と戦いました。明治政府は天皇の「統合」力を最大限に利用しました。天皇を国家の中心に置いた政府を「公」（おおやけ）とし、天皇の臣（おみ）とされた国家指導者・官僚は、天皇によって「公」性が与えられ、「私」とされた国民に武士階級の道徳であった「滅私奉公」を要求して、支配を恣意的に正当化したのです。人民の政府に向けられるべき批判や抵抗は、天皇への感性的尊崇感によって消し去られ、不満や怒りは排外主義へと変質させられました。その結果、日本はアジアに無謀な侵略を行って自滅したのです。

Q5-2 この時期にあわせて、文科省は「天皇制強化の教育」を実施して「憲法の改悪」をして来るのでしょうか。

A 現在、安倍内閣のもとで、政府は軍事国家・警察国家への道を急速に進めています。

極右勢力は、天皇がかつての絶対権力者なることを望み、元首にして統治権を総覧し、陸海軍を統帥し、人民を統制して服従させる天皇の復活を、「象徴天皇」の枠内において実現することを企んでいます。

政府は天皇代替わりの諸儀式において、子どもや若年層を動員し、マスコミを通して「天皇への理解と敬愛」を誘発するでしょう。そして「統合の象徴」としての天皇を、国民をつなぐ心の回路を切開くものとして用い、「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とする」との憲法の規定を逆手にとって、政府の言うままに動く「ロボット」にしようとするでしょう。じっさい、憲法違反である「内奏」を誇示し、皇室外交を過剰に演出し、トランプ大統領と会見して、米国の戦争への自衛隊参戦が可能となった日米同盟をさらに強化したのです。ここから、自衛隊配備による琉球諸島全域の米日軍事要塞化(辺野古新基地建設を含む)の実績の上に九条の改憲を遂行しようとするでしょう。そのために生じるであろう国民と政府との対立を緩和するため、新天皇を最大の道具として用いると理解します。

書評 松谷好明著『キリスト者への問い—あなたは天皇をだれというか—』

徳永 博（東京告白教会長老）

2018年7月、松谷好明牧師の「キリスト者への問い」が一麦出版社から刊行された時、私は一読して、日本人、とりわけ日本人キリスト者の天皇観が明確に分析されていることに感嘆した。そして「天皇はキリスト教徒となりうるか」という問いかけの中に、明治期の為政者が天皇を神格化することによって帝国主義的施策を容易にし、天皇には国家神道の祭祀の務めを課し、皇族から信教の自由を奪った、おどろおどろしい歴史を確認した。

この書の第一の特徴は、明治から平成にかけて、日本のキリスト教会、牧師や神学教師、信徒たちが、本当にモーセの第一戒「汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず」に忠実であったかどうかを問うているくだりである。明治維新政府から排除された旧幕臣の中から、比較的高度の知識を持ち、独立心旺盛な日本人キリスト者は、外人宣教師が求めた「皇祖皇宗の神霊に拝跪すべからず」という信仰箇条を受け入れることが出来ず、天皇制国家との対立を避けて通って来た。そののみか「戦前のプロテスタント教会の指導者達は、天皇個人に対する『敬愛』の念を隠そうとしなかった。内村鑑三でさえ、JapanがJesusの上に来る危うさがあった。天皇制軍国主義にあれほど批判的であった南原繁や矢内原忠雄の二人も、天皇への敬愛において他の人に勝るとも劣らない。結局、これらの偉大な指導者達も『天皇の神聖性』を批判しうる聖書的感觉と神学的判断力を欠いていたと言わざるを得ない」と著者は論及する。昭和期には、「一九四四年アジアの諸教会に送られた『日本基督教団より大東亜共栄圏内に在る基督教信徒に送る書簡』が、形の上では使徒書簡の装いを取りつつ、その実、徹頭徹尾、絶対主義的天皇制の讚美を旨とし、侵略戦争を美化し、かつまた、被侵略国民を恫喝する試みでもあった」と著者は語っている。

未曾有の敗戦は、事実日本国民とりわけ日本人キリスト者に対する神の裁きであった。にもかかわらず、2014年12月7日付けキリスト新聞に掲載された「日本を愛するキリスト者の会」の設立趣意書は、この「神の裁き」が確認されていない。彼等は「神は日本人に『贖いの賜物』として神道や天皇を与えて下さっているので、この認識に立ってGHQの洗脳政策による自虐史観を克服し、真に日本人と日本文化を愛し、皇室への敬愛、大東亜戦争の正当性、国歌・国旗の尊重などを打ち出して宣教に励めば、キリスト者人口1%の壁は敗れる」と主張している。これが政権与党の憲法改正の趣旨と瓜二つなのに驚かされるが、果たしてこのようにし

て「1%の壁」を破り繁栄する教会が、真に「キリストのからだ」と言えるものになるのだろうか。

著書の第二の特徴—これこそ牧師の目線で人を見る本書の最大の特徴であるが—は「第四章 四代の天皇・皇后とキリスト教」である。そこには明治天皇に始まる八人の皇族が、「キリスト教徒となりうるか」という著者の問いかけに対し、ほとんど絶望的な回答しか与えられていないのを見る。日本国憲法第二十条に謳われた「信教の自由」—それは大日本憲法第二十八条においても保障された国民の権利だったのだが—は、これら歴代の天皇・皇后には適用されなかったのだ。

明治天皇は伊藤博文等明治の為政者が起草した「大日本帝国憲法」によって「現人神」として、宮城内に創設された三殿（賢所、皇霊殿、神殿）での皇室祭祀において帝国の繁栄と戦勝祈願に精励した。この宮中三殿における天皇の祭司職は歴代の天皇に受け継がれ、皇后その他の皇族も、衣冠束帯に身を包んで三殿に拝礼する習わしになっている。その他皇祖を祀る伊勢神宮その他の皇室御陵への参拝は、神道行事として守られている。これら皇室の私的行事とされていたものは、皇位継承等重大行事の場合は、立法・司法・行政の長を含む国民の代表が皇室祭祀に参列することが定着している。

皇室の歴史の中で、当時中国渡来の仏教に帰依した皇族が多数いた。聖徳太子の十七条憲法は、仏教思想を我が国に広めた法規として、国史の中で光彩を放っている。それが近代になって、明治維新以降創設された国家神道の祭祀に天皇・皇后が宮中三殿における祭司としての務めを担うことになって、国民が等しく享受する「信教の自由」を剥奪され、敗戦後国家神道が否定された後も、宮中三殿、伊勢神宮等皇祖の霊廟は存続し、皇室の私的行事と称しながら、為政者や議会野党の党首までもが、伊勢神宮その他に参拝する事態になっている。「信教の自由」は、天皇・皇后には享受されず、国民の代表たる為政者には勝手に解釈され、乱用されている。そして国民はそのような天皇・皇后を祝賀しようと皇居に蝟集する。これが主権在民を国是としている立憲民主主義国日本の実態なのだ。

この書では語られていないが、かつては陸海軍の所管であり今は宗教法人の衣を纏っている靖国神社が、伊勢神宮や明治神宮等と同等の地位を得て、天皇や総理大臣他閣僚、陸海軍の将兵たちが例大祭ごとに参拝した戦前の姿に戻るのには、明日のこのように思えてならない。

○天皇即位後初の「熱田まつり」

名古屋の熱田神宮で「熱田まつり」が開かれ、5月即位された天皇陛下のつかいが参列して神事が行われました。「熱田まつり」は、国の繁栄を願って毎年6月5日に行われていて、熱田神宮の例祭のうち最も重要な祭りです。5日は、本殿の前に参拝者約1000人が集まりました。ことしは、天皇陛下の即位後初めての「熱田まつり」になり、装束をまとった「勅使」と呼ばれる天皇のつかいが、お供え物「五色の絹」が入る包みを携えて到着すると神事が始まりました。熱田神宮の宮司が本殿の扉を開き、天皇陛下からのお供え物が奉納されました。そして、勅使が本殿で国の繁栄を願う言葉を奏上し、玉串をそなえて神事が終了しました。「熱田まつり」は、このほかにも、子どもたちの獅子舞などさまざまな奉納行事が行われるほか、5日午後7時40分からは恒例の花火の打ち上げも行われます。(NHK/東海6.5) *熱田神宮には三種の神器の一つ「草薙の剣」が収められているという。

○「主基斎田」跡でお田植えまつり

「大正時代の大嘗祭に、新米を献上した香川県綾川町の水田の跡地で、16日、当時の米作りを再現する「お田植えまつり」が行われました。綾川町山田地区の水田は、大正天皇が即位した後の大正4年の大嘗祭に、献上する米を作る西日本の「主基斎田」に選ばれた歴史があります。水田の跡地では、米作りの伝統文化を後世に伝えようと、地元の保存会が「お田植えまつり」を昭和60年から毎年行っています。16日は地元の関係者などが出席して神事が行われたあと、大正時代の田植えの衣装で、すげがさに青と赤の早乙女衣装に身を包んだ、地元の県立農業経営高校の女子生徒たちが、田んぼ

に入り、小学生たちが歌う「田植え歌」に合わせて、稲の苗を1つ1つ丁寧に手で植えていました。また、当時の田植えの様子を一目見ようと大勢の人が集まり、写真に収めていました。・・・(NHK・香川、6.16)

*5月9日には北海道の東川町でも北海道神宮に奉納する米の神事「御田植祭」が行われ、町役場の女性職員12名が早乙女に駆り出された。政教分離を守る北海道集會事務局からの問い合わせに、「職務専念義務を解除している」というが、参加しないという選択肢は困難で強制性は免れない。

*上記紹介以外に、全国各地で「お田植え祭」などの神事が盛んに行われ、日本が「豊葦原瑞穂の国」稲作農業国であるかのような、またそれが地域の伝統行事であるかのような刷り込みが活発になされている。戦前のような絶対的天皇制でないから問題ないと安心してはいられない。絶対的天皇制も法律や制度だけで即座にできたのではなく、数十年をかけて住民の生活感覚に刷り込まれて定着したという歴史の実態から学ぶべきであろう。

○「小型無人機等飛行禁止法等の一部を改正する法律」が6月13日から全面的に施行。防衛大臣が指定した防衛関係施設(自衛隊施設・米軍施設)の周辺上空での飛行を原則として禁止(周囲おおむね300mの上空)。米軍施設では提供水域も禁止区域に。罰則は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。*辺野古の基地工事環境破壊や米軍機事故の実態を住民が正しく知る権利を奪う悪法である。

774号ヤスクニ通信 2019年7月14日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人 古賀清敬、編集 小塩海平、
発行 芳賀繁浩(日本キリスト教会大会事務所)

<編集後記> ドローン撮影で不都合な真実を知られたくない安倍政権のほっかぶり/陸上型迎撃ミサイル施設は不可欠なのだそうだが、ハワイとグアムの米軍基地を守るためだろう/安倍総理はトランプのお使いでイランお世話/爆撃機に数兆円使うくせに年金、教育費、福祉にけちるのはなぜ?/人の怒りは神の義を全うするものではないが、不正に怒らないのは罪。(K生)